

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第32条第1項	食鳥検査の業務の休止又は廃止の許可	生活衛生課

1 審査基準は、次のとおりとする。

- (1) 業務の全部又は一部の休止又は廃止により、食鳥検査の業務の適正かつ確実な実施が損なわれるおそれがないこと。
- (2) 食鳥検査の業務の全部又は一部を休止しようとするときは、様式第10号（法施行規則第44条関係）による業務休止許可申請であること。
- (3) 食鳥検査の業務の全部又は一部を廃止しようとするときは、様式第10号（法施行規則第44条関係）による業務廃止許可申請であること。

2 標準処理期間は、30日とする（祝日休日等の閉庁日を除く）。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。